

答弁書第七五号

内閣参質一八三第七五号

平成二十五年四月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員浜田和幸君提出裁判官訴追委員会への訴追請求に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出裁判官訴追委員会への訴追請求に対する政府の見解に関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

裁判官についての訴追の請求に関しては、衆議院及び参議院においてその議員の中から選挙された裁判官訴追委員で組織する裁判官訴追委員会において処理されるものであり、お尋ねについては、いずれも政府としてお答えする立場にない。

